

【Q 退職共済制度】

Q. 当施設では、県社協の退職共済について、次のように仕訳しています。

①掛金納付時：施設掛金30、個人掛金30を支払

(預り金)	30	(現金預金)	60
(退職給付引当資産)	30		
(退職給付引当資産支出)	30	(支払資金)	30

②退職時：退職一時金120、退職時までの掛金累計個人分70

同事業主分70、退職給与引当金50

(退職給与引当金)	50	(退職給付引当資産)	70
(雑損失)	20		
(支払資金)	50	(退職共済給付金収入)	50
(退職給付支出)	50	(支払資金)	50

③期末時：期末要支給額380

退職給与引当金の決算修正前帳簿残高 260

(退職給付費用)	120	(退職給与引当金)	120
----------	-----	-----------	-----

(1) 福祉医療機構の退職共済について、上記①の仕訳は

(退職給付費用)	××	(現金預金)	××
----------	----	--------	----

とシンプルであるのに対して、県社協の退職共済は上記①のように複雑となるのはなぜですか。

(2) 上記①仕訳では、個人負担の掛金を含めずに施設負担の掛金のみの金額で、退職給付引当資産、退職給付引当資産支出を計上し、上記②仕訳では支給された退職給付金のうち個人負担の掛金を除いた金額で、退職共済給付金収入、退職給付支出に計上されているのはどうしてですか。

(3) 上記③仕訳では、期末要支給額が貸借対照表の退職給与引当金の金額となるように退職給付費用計上しています。期末時点における事業主掛金累計額ではなくて、期末要支給額をもって貸借対照表の退職給与引当金の金額とする方法が理論的な方法と言われるのはなぜですか。

- A. (1) 福祉医療機構の退職共済は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく制度であり、施設負担の掛金を法人税法上損金算入し、施設負担掛金を財源とする退職一時金を所得税法上退職所得とすることが認められています。
- 一方、県社協の退職共済は、法律ではなくて当事者間の契約に基づくものに属するため、施設負担の掛金を法人税法上損金算入できず、施設負担掛金を財源とする退職一時金は退職所得ではなくてより税負担の大きい給与所得や一時所得にあたるのではないかと問題がありました。
- そこで、退職共済創設時に、税務当局への照会により、掛金を費用処理するのではなくて積立処理することを条件として退職一時金を退職所得として取り扱うことで決着しました。
- したがって、施設負担の掛金は、貸借対照表上施設自ら積立する資産「退職給付引当資産」として計上されます。積立資産として積立支出することから、資金収支計算書上「退職給付引当資産支出」が計上されます。
- (2) 個人負担の掛金は、個人の給与より負担されており、施設自ら積立する積立資産ではないので、個人の給与から徴収するときには預り金（流動負債）増加で受け入れ、同額を掛金支払するときには上記①仕訳のとおり預り金の減少で処理します。
- 一方、退職一時金支給の際には、支給された退職給付金のうち、個人負担の掛金累計額は本人掛金の本人自身への戻りとして施設では仕訳を行わず、個人負担の掛金部分を除いた金額で上記②仕訳を行います。
- (3) 将来支給する退職金のうち、当会計年度の負担に属すべき金額を退職給付費用として計上します。一般的に社会福祉法人においては、当期末に在籍する全職員が退職するとみなした場合の退職金要支給額から個人負担掛金累計額を除いた額（期末要支給額）を貸借対照表の負債の部に退職給与引当金として計上する方法が理論的な方法です。
- 期末時点における事業主掛金累計額は、貸借対照表の固定資産「退職給付引当資産」の期末残高と一致し、これがそのまま退職金支給額となるわけではありません。
- また、期末時点で仮に退職した場合の退職一時金支給額は、一部、施設自ら積立したのとして会計処理されている積立資産「退職給付引当資産」（＝事業主掛金累計）から充当されることになるので、期末時点で仮に退職した場合の退職一時金支給額から事業主掛金累計（＝退職給付引当資産の期末残高）を除いた残額が、当期末に在籍する全職員が退職するとみなした場合の退職金要支給額のうち事業主掛金累計相当額以外にさらに社会福祉法人が

負債として認識することとなる額として、貸借対照表の退職給与引当金残高に含まれます。

（ここでの退職一時金支給額は、本人掛金の本人自身への戻りとされる個人負担の掛金累計を除いた額です。）